監査に関する業務規則に基づく監査員証の様式を定める細則

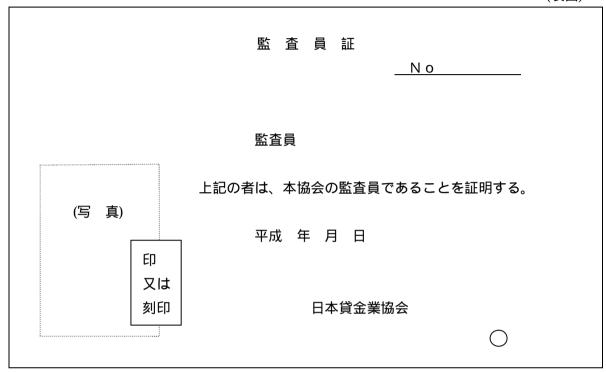
監査に関する業務規則 第7条(監査員証の提示)に基づく監査員証の様式を別紙のとおり定めるものとする。

附 則

この細則は、平成20年2月6日から施行する。

(監査員証の様式)

(表面)



(備考)規格は、縦5.5 c m x 横9.1 c m とする。

(裏面)

監査に関する業務規則(抄)

(監査員の義務)

- 第 6 条 監査員は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 1 監査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を維持し、品位と信用を保持するよう努めること。
 - 2 監査は、すべて事実に基づいて公正かつ能率的に行うよう努めること。
 - 3 担保物その他重要物件の現物監査に当たっては、保管の責任者を立ち合せて、特に適確 迅速に行うとともに紛失等の事故がないよう留意すること。
 - 4 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正であるよう努めること。
 - 5 職務上知り得た事項を正当な事由なく他に漏らさないこと。

(監査員証の提示)

第 7 条 監査員は、実地監査の着手に当たり協会員に別に定める様式による監査員証を提示 するものとする